

学校教育法施行令の一部を改正する政令案に対する意見公募手続(パブリック・コメント)に対して寄せられた御意見等について

平成25年9月9日
文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課

標記について、平成25年6月29日から7月28日まで、文部科学省のホームページ等を通じて御意見を募集したところ、計713件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見と、それらに対する当省の考え方について、以下の通り取りまとめました。なお、取りまとめの都合上、いただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約し、また、今回の意見公募手続きにおいて公示した標記の政令案に関する事項についてのみ、考え方を示させていただいております。今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に、厚く御礼申し上げます。

【特別支援学校・小中学校への就学について】

番号	意見内容	意見に対する考え方
1	共に学ぶことは、互いにより影響を与える。共に学ぶという教育方針を、もっと明確に具体化し、推進していく必要がある。	<p>障害者基本法第16条第1項においては、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」と規定されており、この点は、障害のある児童生徒の就学先決定にあたっての、基本的な前提として位置付けられるところです。</p> <p>また、平成24年7月の中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(以下、「報告」という。)においても、「基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。」との提言がなされており、文部科学省としても、引き続き、これらを踏まえつつ、インクルーシブ教育システムの構築に向けて取り組んでまいります。</p>

2	<p>特別支援学校における障害種別の専門性は重要であり、障害種別の専門性が生かされる特別支援学校のこれまでの在り方を維持して欲しい。</p> <p>特別支援学校のセンター的機能のさらなる充実が必要である。</p>	<p>報告においては、「特別支援学校は、小・中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある児童生徒等への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小・中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有している。今後、域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)の中でコーディネーター機能を発揮し、通級による指導など発達障害をはじめとする障害のある児童生徒等への指導・支援機能を拡充するなど、インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められる。」との提言がなされており、文部科学省としても、引き続き、特別支援学校における教育活動の充実等に取り組む必要があると考えます。</p>
3	<p>障害のある子供たちが、より望ましい方法で適切に就学先を選択できるようになることを歓迎する。専門家からの意見を聞き保護者が適切に選択できるように、選択肢を広げることが重要である。</p>	<p>報告においては、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。」との提言がなされています。</p>
4	<p>すべての子供は地域の小中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍することを原則、とすべきである。</p> <p>すべての子供に地域の小中学校への就学通知を出し、本人・保護者の選択により、特別支援学校への就学ができるシステムを作ることが必要である。</p>	<p>また、報告においては、「基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。」との提言もなされており、今般の改正は、これらを踏まえつつ、市町村の教育委員会が、障害のある児童生徒について、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとするよう、規定の整備を行うものです。</p>
5	<p>障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が無理やり同じことをする義務はないはずであり、安易な共同学習は、障害のある児童生徒、障害のない児童生徒、両方のためにならない。</p>	
6	<p>一番困るのは、地域の小中学校に就学したものの、その子が学習できる環境が備わっていないという状態になることである。</p> <p>小中学校への就学には、教材教具や指導体制など、一定の条件が満たされることが必要であり、熟慮するための客観的な材料を本人・保護者に提供した上で、慎重な判断を行うことが求められる。</p>	
7	<p>障害の軽減のみを目的にした就学指導ではなく、障害があっても豊かな生き方が可能となるよう、社会的障壁の軽減を目的とした就学指導が行われるべきである。</p> <p>学力ばかりに目を向けるのではなく、発想の転換と現行の仕組みの大胆な改革を望む。</p>	

8	<p>特別支援学校在籍の児童生徒の居住地校交流や、複数の支援学級の組み合わせ、支援学級の通級型利用の弾力化など、教育措置の複線化による柔軟な組み合わせを可能にするべきである。</p> <p>すべての子供の発達を保障するために必要な教育や支援を得られるよう、学級構成の変化にも柔軟に対応できる体制を整えるべきである。</p> <p>それぞれの学びの場における、専門性の向上が必要である。</p>	<p>報告においては、「多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備の充実を図っていくことが必要である。」</p> <p>「地域内の教育資源(幼・小・中・高等学校及び特別支援学校等、特別支援学級、通級指導教室)それぞれの単体だけでは、そこに住んでいる子ども一人一人の教育的ニーズに応えることは難しい。こうした域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)により域内のすべての子ども一人一人の教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築することが必要である。その際、交流及び共同学習の推進や特別支援学校のセンター的機能の活用が効果的である。」等の提言がなされており、文部科学省としても、この点を踏まえつつ、関連の事業等に取り組んでいるところです。</p>
---	--	---

【総合的判断について】

番号	意見内容	意見に対する考え方
9	<p>就学先決定に係る地方の取組が正しく認識され、就学先決定を支援の一環として確立するためにも、現行規定を改め市町村教育委員会が総合的な観点から決定する仕組みが妥当であり、改正案に賛成である。</p>	<p>報告においては、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との提言がなされており、今般の改正は、これらを踏まえつつ、市町村の教育委員会が、障害のある児童生徒について、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとするよう、規定の整備を行うものです。</p> <p>また、報告においては、あわせて、「なお、就学先を決定する際には、後述する「合理的配慮」についても合意形成を図ることが望ましい。」との提言もなされており、今般の改正においても、就学後における合理的配慮の提供の在り方については、市町村教育委員会が総合的な観点から就学先を決定する際の重要な勘案要素の一つとして位置付けています。</p>
10	<p>総合的に判断することは重要であるが、判定については、保護者はもちろんとして、専門家や、同じ障害を持つ者の意見、第三者委員会の意見などを参考にすべきである。その際、児童生徒の発達年齢にふさわしいコミュニケーション環境を提供できるかどうかの視点が重要である。</p>	
11	<p>子供の発達段階は多様であり、紋切り型の判断は許されず、一人一人の個性と発達の課題に照らした就学支援をすべきである。</p>	
12	<p>「学校現場の意見を踏まえた」総合的な観点である必要があり、市町村の教育委員会が学校の状況を把握し、就学先が都道府県立学校の場合、環境整備の必要性から、設置者である都道府県の教育委員会と協議の上、決定していく仕組みとする必要がある。</p>	
13	<p>総合的な判断からの就学先の決定は、単に現状の追認に過ぎないのではないか。 総合的な判断を理由に、本人・保護者の希望と異なる就学先の決定がなされるのではないかと。</p>	
14	<p>総合的な判断にあたっては、合理的配慮の内容も重要な観点の一つとされる必要がある。 総合的な視点の内容を、細かく具体的に明らかにしておく必要がある。</p>	
15	<p>就学先の検討に際して、特別支援学校の定員に空きがあることや、合理的配慮が未整備であること等は考慮要素とされるべきではない。</p>	

16	認定就学制度については、どのような整理となるのか。	今般の改正に伴い、認定就学制度については、廃止されることとなります。
17	どのような観点からどういうプロセスを経て決定されるのかを明確にすべきである。	障害者基本法第16条第2項においては、「国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。」と規定されているほか、報告においても、「就学相談の初期の段階で、就学先決定についての手続の流れや就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者にあらかじめ説明を行うことが必要である（就学に関するガイダンス）」との提言がなされており、障害のある児童生徒の就学先決定にあたっては、この点を踏まえる必要があるとあります。
18	保護者への十分かつ正確な説明、選択肢の提供等が重要である。本人・保護者にとって、困った時に頼れる機関、制度を確立することが重要である。	また、個人情報の取扱いについては、報告において「適切な支援のためには、複数の関係機関が有効に連携することが必要であり、個人情報保護に留意しつつ、支援や指導に必要な情報について共有する範囲を明確に定め、対応していく体制づくりが求められる。個人情報の取扱いについては、自治体における個人情報保護条例を踏まえつつ、支援を積極的に展開できるような運用のルールづくりを進める必要がある。」との提言がなされており、これらを踏まえて対応する必要があると考えます。
19	判断材料となる個人情報の扱いについて、本人・保護者の同意により提供・利用すること、本人・保護者の希望を受けて提供・利用することを法令上で規定すべきである。	報告においては、「市町村教育委員会が、保護者への説明や学校への指導・助言等の教育支援を適切に行うためには、専門的な知識を持った職員を配置するなどの体制整備が必要である。現行の「就学指導委員会」においても、自治体によっては、専門家の専門性が十分ではない、あるいは、単独で専門家を確保することが困難といった課題もある。例えば、専門家の確保を他の自治体と共同で実施することや都道府県教育委員会からの支援を受けることなども考えられる。」「都道府県教育委員会の就学先決定に関わる相談・助言機能を強化する必要がある。市町村教育委員会単独で就学相談や就学支援に係る専門家の確保が困難な場合には、都道府県教育委員会が専門家を派遣するなどの措置を講ずる必要がある。また、関係者のための研修会を都道府県が実施することも考えられる。」等の提言がなされているところであり、文部科学省としても、この点を踏まえつつ、関連の事業等に取り組んでいるところです。
20	しっかりとした運用がなされるよう、関係者の話し合い等は、これまで以上に丁寧な対応が望まれる。また、市町村間で対応の格差がないよう、ある程度の平準化が図られることも重要である。	報告においては、「市町村教育委員会が、保護者への説明や学校への指導・助言等の教育支援を適切に行うためには、専門的な知識を持った職員を配置するなどの体制整備が必要である。現行の「就学指導委員会」においても、自治体によっては、専門家の専門性が十分ではない、あるいは、単独で専門家を確保することが困難といった課題もある。例えば、専門家の確保を他の自治体と共同で実施することや都道府県教育委員会からの支援を受けることなども考えられる。」「都道府県教育委員会の就学先決定に関わる相談・助言機能を強化する必要がある。市町村教育委員会単独で就学相談や就学支援に係る専門家の確保が困難な場合には、都道府県教育委員会が専門家を派遣するなどの措置を講ずる必要がある。また、関係者のための研修会を都道府県が実施することも考えられる。」等の提言がなされているところであり、文部科学省としても、この点を踏まえつつ、関連の事業等に取り組んでいるところです。
21	保護者の意見だけを重視せず、学校でできる合理的な配慮や、保護者として学校教育に協力すべきことがらなども指導できる人物を就学指導委員会に配置するなど、的確な就学相談と就学先決定がなされるよう、国の責任による条件整備が必要である。	報告においては、「市町村教育委員会が、保護者への説明や学校への指導・助言等の教育支援を適切に行うためには、専門的な知識を持った職員を配置するなどの体制整備が必要である。現行の「就学指導委員会」においても、自治体によっては、専門家の専門性が十分ではない、あるいは、単独で専門家を確保することが困難といった課題もある。例えば、専門家の確保を他の自治体と共同で実施することや都道府県教育委員会からの支援を受けることなども考えられる。」「都道府県教育委員会の就学先決定に関わる相談・助言機能を強化する必要がある。市町村教育委員会単独で就学相談や就学支援に係る専門家の確保が困難な場合には、都道府県教育委員会が専門家を派遣するなどの措置を講ずる必要がある。また、関係者のための研修会を都道府県が実施することも考えられる。」等の提言がなされているところであり、文部科学省としても、この点を踏まえつつ、関連の事業等に取り組んでいるところです。
22	地域の就学相談における「就学相談チーム」のような組織作りや、早期からの教育相談・支援に関わる職員として、障害のある方を採用したり、障害のある子を育てた（育てている）保護者の方を活用できる方策を検討するなど、より具体的な支援を行っていただきたい。	報告においては、「市町村教育委員会が、保護者への説明や学校への指導・助言等の教育支援を適切に行うためには、専門的な知識を持った職員を配置するなどの体制整備が必要である。現行の「就学指導委員会」においても、自治体によっては、専門家の専門性が十分ではない、あるいは、単独で専門家を確保することが困難といった課題もある。例えば、専門家の確保を他の自治体と共同で実施することや都道府県教育委員会からの支援を受けることなども考えられる。」「都道府県教育委員会の就学先決定に関わる相談・助言機能を強化する必要がある。市町村教育委員会単独で就学相談や就学支援に係る専門家の確保が困難な場合には、都道府県教育委員会が専門家を派遣するなどの措置を講ずる必要がある。また、関係者のための研修会を都道府県が実施することも考えられる。」等の提言がなされているところであり、文部科学省としても、この点を踏まえつつ、関連の事業等に取り組んでいるところです。
23	方向性は賛成であるが、市町村教育委員会における特別支援教育の専門家の配置体制は脆弱であり、都道府県教育委員会単位で障害の状態や教育的ニーズ評価を行い、ミスリードや市町村間の判断の差を是正する仕組みが必要である。	報告においては、「市町村教育委員会が、保護者への説明や学校への指導・助言等の教育支援を適切に行うためには、専門的な知識を持った職員を配置するなどの体制整備が必要である。現行の「就学指導委員会」においても、自治体によっては、専門家の専門性が十分ではない、あるいは、単独で専門家を確保することが困難といった課題もある。例えば、専門家の確保を他の自治体と共同で実施することや都道府県教育委員会からの支援を受けることなども考えられる。」「都道府県教育委員会の就学先決定に関わる相談・助言機能を強化する必要がある。市町村教育委員会単独で就学相談や就学支援に係る専門家の確保が困難な場合には、都道府県教育委員会が専門家を派遣するなどの措置を講ずる必要がある。また、関係者のための研修会を都道府県が実施することも考えられる。」等の提言がなされているところであり、文部科学省としても、この点を踏まえつつ、関連の事業等に取り組んでいるところです。

【合理的配慮について】

番号	意見内容	意見に対する考え方
24	合理的配慮の提供について明記すべきである。	合理的配慮については、障害者基本法第4条第2項において、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。」と規定されているほか、報告においても、「通常の学級のみならず、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校においても、「合理的配慮」として、障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことが必要である。」との提言がなされており、障害のある児童生徒への教育にあたっては、これらを踏まえた対応が必要になるところです。
25	普通学校、支援学校、いずれの学校においても、合理的な配慮を行うことを明記して欲しい。	
26	合理的配慮については、全部を財政上整備できないことは明白であるので、保護者了承のもとに、市町村に努力義務を課しつつ、整備されていなくても小中学校に就学できるように明記すべきである。	
27	普通学級での十分な合理的配慮と、それに関する保護者への情報提供が不可欠である。保護者の中には、学校現場での合理的配慮についての情報を知らない人も多く、就学時の相談の席上で、できる限り詳しい情報の提供をしていくことが必要である。	報告においては、「合理的配慮」については、教育委員会、学校、各教員が正しく認識して取り組むとともに、本人及び保護者に適切な情報提供を行うことが求められる。さらに、地域における理解啓発を図るための活動を進めることが求められる。」との提言がなされており、文部科学省としても、この点を踏まえつつ、関連の事業等に取り組んでいるところだ。
28	学校の配慮として可能な限界を明らかにして示し、不足する支援があれば学校と保護者が協働してその支援を充足していくことが、本来の特別支援教育であると考えられる。	報告においては、「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、すべてが同じように決定されるものではない。設置者及び学校が決定するにあたっては、本人及び保護者と、個別の教育支援計画を作成する中で、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい。例えば、設置者及び学校が、学校における保護者の待機を安易に求めるなど、保護者に過度の対応を求めることは適切ではない。」との提言がなされており、文部科学省としても、この点を踏まえつつ、関連の事業等に取り組んでいるところだ。
29	保護者の付き添いが強要されたり、私費で介助者を雇うことを要求されたり、保護者が希望しても支援員が配置されなかったりする例が見られる。就学先によらず、通学並びに学校生活における安全の確保は学校設置者側の義務として公的に保証されるべきである。	
30	学校での付き添いを親に求めるのはおかしく、安心して普通学級で学べる環境を作って欲しい。	

31	合理的配慮は、エレベーターやスロープや点字教科書のような代表的なことだけでなく、自閉症児にとって必要な構造化も含まれることを明記すべきである。	報告においては、「これまで学校においては、障害のある児童生徒等への配慮は行われてきたものの、「合理的配慮」は新しい概念であり、現在、その確保についての理解は不十分であり、学校・教育委員会、本人・保護者の双方で情報が不足していると考えられる。そのため、早急に「合理的配慮」の充実に向けた調査研究事業を行い、それに基づく国としての「合理的配慮」のデータベースを整備し、各教育委員会の参考に供することが必要である。また、中長期的には、それらを踏まえて、「合理的配慮」、「基礎的環境整備」を充実させていくことが重要であり、必要に応じて、学校における「合理的配慮」の観点や代表的なものと考えられる例を見直していくことが考えられる。」との提言がなされており、文部科学省としても、この点を踏まえつつ、関連の事業等に取り組んでいるところです。
32	特別支援学級に在籍している児童生徒について、「できるだけ分けないようにする」ということも合理的配慮として実行するようにすべきである。	
33	当面は、通常の学級における基礎的環境整備の相対的な不足部分を、個々の合理的配慮で補う必要がある。	
34	合理的配慮については、本人・保護者の希望が実現できるような制度とすることが必要であり、合理的配慮の実施について、国が市町村等に対し、適切な財政支援を行う制度を整えるべきである。	

【基礎的環境整備について】

番号	意見内容	意見に対する考え方
35	地域の小中学校が地域の防災・避難拠点として利用されている現状を踏まえ、さらなるバリアフリー化を進めるべきである。	学校の施設・設備については、報告において、「各学校においては、障害のある幼児児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう必要なバリアフリー対策を推進することが求められるとともに、学校は地域コミュニティの拠点であり多様な人々が利用することからユニバーサルデザインに配慮した整備に努めることが重要である。」との提言がなされているところであり、これらを踏まえつつ、引き続き、学校におけるバリアフリー等の推進に取り組んで行く必要があると考えております。
36	学校建築にあたっては、在籍する障害児のみならず、将来の受入れに配慮した設計を採用して欲しい。現在、オープンクラスと呼ばれる、教室と廊下の壁がない学校が増えているが、発達障害児や聴覚障害児、視覚障害児にとっては、他の教室からの雑音が多くなり、学習上困難が生じている。	
37	特別支援教育支援員の充実と、教職員の定数増を考えて欲しい。	専門性のある教員や支援員等の人的配置の重要性については、報告でも指摘がなされているところであり、これらを踏まえ、平成25年度においては、特別支援教育支援員の配置に必要な経費について、総数44,700人(3,200人増)の所要の地方財政措置が講じられるとともに、教職員定数については600人の改善増を講じているところです。
38	インクルーシブ教育システムを成功させるためには、拡大教科書等の確実な給与や価格差補償、入学試験をはじめとする試験のバリアフリー化等が必要である。	<p>拡大教科書等については、小中学校段階においては、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」第10条等により、無償給与について制度化がなされております。また、高等学校段階においても、拡大教科書に関する需要数調査を毎年行うとともに、同法第5条等に基づき、拡大教科書等を発行する高等学校等に対して、検定教科書に係る教科書デジタルデータの提供がなされるなど、その普及促進等を図っているところです。</p> <p>また、入学試験についても、文部科学省として、各教育委員会における配慮の実施状況等について毎年度調査を行うなど、引き続き、その充実に向けた取組を推進してまいります。</p>
39	学校教育法、義務標準法・高校標準法や学習指導要領等、その他の環境整備を並行して進めていく必要がある。	文部科学省においては、平成19年の学校教育法改正により特別支援教育を正式に我が国の学校教育制度上に位置付けたほか、今般の小・中学校の学習指導要領の改訂に際して特別支援教育の観点からの記述を充実させるなど、その推進のための様々な取組を進めているところです。

40	<p>学校全体、さらに校種をまたいだ取組や研修等を推進するべきである。教職員への研修や支援の体制の充実がなければ就学後の教育内容の保障は得られないと考えるべきであり、インクルーシブな教育環境の実現が、将来的な社会の基盤強化になるという認識を明確に打ち出すべきである。</p>	<p>報告においては、「インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。これについては、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。」「教員の資質を向上させるために重視すべきは、校長等の管理職の資質向上を図ることである。管理職の特別支援教育に関する認識、マネジメント力、リーダーシップの発揮が重要であり、これらに資する研修が実施されるべきである。」等の提言がなされているほか、特別支援学校の教職員の専門性向上や外部専門家の活用等の必要性が指摘されており、文部科学省としても、この点を踏まえつつ、関連の事業等に取り組んでいるところです。</p>
41	<p>学校の管理職・教員の意識も改善していくことを望む。</p>	
42	<p>どのような障害があっても、どの子も「一人の人間」であることを常に念頭に置いた教育が必要である。教師の研修機会を確保し、正確な知識を身につけさせるとともに、教師が、学校以外でも生徒と家族に関われる場が必要である。</p>	
43	<p>特別支援学校の教職員に対して、最新の医療技術と効果的な人工機器の十分な知識を習得するよう研修の機会を十分に確保するとともに、関連する医療分野の専門家を特別支援学校で新たに雇用して欲しい。</p>	

【本人・保護者の意見について】

番号	意見内容	意見に対する考え方
44	<p>本人・保護者の意向を最大限尊重することを明記すべきである。</p> <p>就学先の決定については、本人・保護者の判断に委ねるべきである。</p>	<p>障害者基本法第16条第2項においては、「国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。」と規定されており、この点は、障害のある児童生徒の就学先決定にあたっての、基本的な前提として位置付けられるところです。</p>
45	<p>普通学級への交流時間・教科も本人・保護者の希望を基本に決定するようにすべきである。</p>	<p>また、報告においては、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との提言がなされており、今般の改正は、これらを踏まえつつ、市町村の教育委員会が、障害のある児童生徒について、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとするよう、規定の整備を行うものです。</p>
46	<p>保護者が都合のよい知識や周りからの誘導によって振り回され、冷静に判断出来ていないのが明らかな場合や、保護者の都合のみが優先されるような場合を含め、第三者的立場で確かな情報を伝えることは必要だと考えるが、可能な限り自己決定を尊重し、本人及び代弁者である保護者の意向が優先される制度にする必要がある。</p>	
47	<p>専門家が子供の発達の状態をアセスメントすることと、保護者が就学先を選択することは別だと考えるが、現場では、そこが混乱している。「専門家のアセスメントと、親の選択は別」という点を、現場にも浸透させてほしい。</p>	
48	<p>現状でも、市町村教育委員会の就学指導において、保護者の意見を踏まえて就学指導がなされており、これを大きく変更するものではないことから、改正案に賛成である。本人・保護者の意見をどこまで受けるのかを明らかにすべきである。</p>	
49	<p>本人・保護者の意見聴取にあたっては、教育委員会職員による説得・斡旋はあってはならず、あくまでも公平中立的立場で、意見を聴取すべきである。</p>	

【意見が一致しなかった場合の対応について】

番号	意見内容	意見に対する考え方
50	意見が一致しなかった場合の手順を明確にする必要がある。	報告においては、就学先決定について意見が一致しない場合の対応について、「例えば、本人・保護者の要望を受けた市町村教育委員会からの依頼に基づき、都道府県教育委員会による市町村教育委員会に対する指導・助言の一環として、都道府県教育委員会の「教育支援委員会」(仮称)に第三者的な有識者を加えて活用することも考えられる。」等の提言がなされているところであり、これらを踏まえ、各教育委員会の判断により、調整のためのプロセスの明確化が図られる必要があると考えます。
51	意見が一致しなかった場合の調整は、中立性が確保された第三者機関とすること。また、その機関には、障害当事者の委員が参画できる制度にする必要がある。	

【視覚障害者等による区域外就学等について】

番号	意見内容	意見に対する考え方
52	教育的ニーズに即した就学先の選択が可能になる一方、通学時間や地域の同世代との交流の課題もあると思われる。 区域外就学の規定の整備を行う理由や趣旨について、十分な説明が必要である。	改正前の学校教育法施行令においては、視覚障害者等については原則として特別支援学校へ就学することを前提に、住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に児童生徒が就学する場合の規定(第9条)について、その対象から視覚障害者等が除かれているところ、今般の改正により、この前提を改めることから、視覚障害者等についても、第9条に基づき、その住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学することが可能となるよう、所要の規定の整備を行うものです。
53	難聴学級や通級指導教室のある学校に区域外であっても入ることを保障することであるなら評価できる。難聴学級への区域外就学等を公的に保障することを要望する。	
54	特別支援ニーズのある幼児児童生徒は点在しており、市町村を越えた柔軟な就学先の選択を可能にすることにより、ニーズに応じた教育がより充実することから、賛成である。	
55	視覚障害者等による区域外就学等について、市町村の教育委員会が就学先を決定することと矛盾するのではないか。 住所の存する市町村の設置する小中学校に就学するようにし、そこで条件整備をして地元で学び育ち、周囲との関わりを深められるようにすべきである。	

【意見聴取の機会の拡大について】

番号	意見内容	意見に対する考え方
56	<p>一人一人に応じたきめ細かな就学、弾力的な就学先の変更の観点から、意見聴取の機会が増えることに関して賛成である。</p> <p>意見聴取の機会の拡大については、入学後の情報提供やアドバイス等も含め、必要である。</p>	<p>改正前の学校教育法施行令においては、市町村教育委員会による保護者及び専門家からの意見聴取について、視覚障害者等が小学校又は特別支援学校小学部へ新入学する場合等に行うこととされているところ、意見聴取の機会の充実の観点から、これを拡大し、小学校を卒業した児童生徒が中学校や特別支援学校中学部に進学する場合や、障害の状態等の変化により小中学校・特別支援学校間の転学を行う場合等にも意見聴取を行うこととするよう、所要の規定の整備を行うものです。</p>
57	<p>高等部へUターンする生徒も多く、中学進学 of 早い段階で子供に合った学校を選択できるようにすることは、適切な学習の場を提供できる見地から評価できる。また、小学校から中学校への進学時に、児童生徒のニーズや必要な合理的配慮を把握し、中学校において十分な学習環境を保障するために、児童・保護者・専門家等からの意見聴取は重要である。</p>	<p>なお、報告においては、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との提言がなされており、この考え方については、今般の改正により新たに意見聴取の対象となる場合においても、同様の前提として位置付けられます。</p>
58	<p>意見聴取の機会の拡大については、就学先を変更する場合には常に保護者及び専門家からの意見聴取を行う規定とすべきである。</p>	<p>さらに、平成25年9月1日付けで発出した施行通知においても、「改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取は、市町村の教育委員会において、当該視覚障害者等が認定特別支援学校就学者に当たるかどうかを判断する前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと」について、明記しているところです。</p>
59	<p>本人・保護者からの意見聴取については、特別支援学級・特別支援学校に在籍する児童生徒については、毎年必ず通常の学級へ転級・転学するか否かについて行うよう、規定の整備を行うべきである。</p>	
60	<p>就学先は原則として校区の通常学級とし、必要な配慮等を中心に話を聞くことを「意見聴取」とするよう、明記すべきである。</p> <p>意見聴取は、本人・保護者からの相談がある場合に限り、それ以外では行わないで欲しい。</p>	
61	<p>児童生徒の豊かな学びの機会の保障が制度の真の目的であり、いずれの意見聴取の機会においても、特に保護者の意見のみが実質的に尊重されることのないような、文字通り総合的な判断が可能な仕組みが不可欠である。</p>	

【第22条の3について】

番号	意見内容	意見に対する考え方
62	第22条の3がどのような位置づけとなるのか明確にすべきである。	改正前の学校教育法施行令においては、第22条の3については、特別支援学校への就学を決定する基本的な判断基準として位置付けられていたところ、今般の改正により、特別支援学校への就学のための必要条件であるとともに、市町村教育委員会が総合的な判断を行う際の勘案要素の一つとして位置付けられることとなります。
63	第22条の3については、削除すべきである。	なお、学校教育法施行令第22条の3については、学校教育法第75条に基づき、我が国の特別支援学校が対象とする障害の程度を定めるものとして、引き続き存置する必要があるところです。
64	第22条の3については、本人・保護者が特別支援学級や学校を希望した場合、就学希望先が適切であるかどうかを判断する場合の参考と位置付けるべきである。	
65	就学基準については、特別支援学校で障害種に応じた専門的な教育を受けることが適切かどうかの基準になるものであり、今後も保護者と就学先を考えて行く上での指針となるので、軽視すべきではない。	
66	第22条の3の表記を、「特別支援学校において教育を行うことが適当なもの」「当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるもの」「知的障害特別支援学校における特別の教育課程による必要があるもの」といった、「特別な教育的ニーズ」の表記に変更すべきである。	今般の改正においては、第22条の3については特段の改正を行っていませんが、第5条及び第11条等について、「視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者」が特別支援学校へ就学するとの概念整理を行い、所要の規定の整備を行っています。

【就学先の柔軟な見直しについて】

番号	意見内容	意見に対する考え方
67	<p>特別支援学校・小中学校間の転学については、校長が適切と思料する児童生徒を都道府県教育委員会及び市町村教育委員会へ通知し、市町村教育委員会が本人保護者、専門家、在籍学校長等からの意見を聞いて、総合的に判断する仕組みとすべきである。</p>	<p>今般の改正においては、特別支援学校から小中学校への転学に関する規定である第6条の3及び小中学校から特別支援学校への転学に関する規定である第12条の2について、改正前の規定では、障害の状態の変化によってのみ転学の検討が開始されるよう規定されているところ、障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、所要の規定の整備を行っています。</p> <p>なお、この点については、報告においても、関連して、「就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。」との提言がなされているところです。</p>
68	<p>合理的配慮を継続して行うためにも、学期途中での就学指導は行わないようにすべきである。</p>	
69	<p>柔軟な転学というと、選択の幅があるように聞こえるが、学校できちんと受け止めずに他校を勧めるなど、たらいまわしにされる危険性がある。</p>	
70	<p>特別支援学校→特別支援学級→通常の学級という進路が可能になるよう、校種別の学習指導要領の弾力的な運用を可能にするべきである。</p>	
71	<p>就学先決定後の柔軟な就学先の見直しは、本人・保護者への継続的な圧力であり許されない。</p>	

【就学指導委員会について】

番号	意見内容	意見に対する考え方
72	就学指導委員会についても、これまでの就学先決定だけでなく、就学後も、必要な人材や費用についての聞き取りや議論を行うなど、その在り方について国から指針を提示すべきである。	報告においては、「現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」(仮称)といった名称とすることが適当である。」との提言がなされており、今後、これらも踏まえながら、各教育委員会において、早期からの一貫した支援体制の構築に向けた取組が進められていく必要があると考えます。
73	教育支援委員会(仮称)は、就学後の支援のありかたを検討する場にすべきである。	
74	「就学指導委員会」等の廃止といったことにも踏み込んだ内容になるべきだと考える。	

【副籍制度について】

番号	意見内容	意見に対する考え方
75	子供のニーズは多様で複合的であり、そのニーズを充たすには在籍学級・学校のみでは対応できない場合が少なくない。地域の学校に在籍する障害のある児童生徒を組織的・系統的に支援していくためには、いわゆる副籍や支援籍に関する制度を設ける必要がある。	報告においては、「一部の自治体で実施している居住地校に副次的な籍を置くことについては、居住地域との結び付きを強め、居住地校との交流及び共同学習を推進する上で意義がある。」との指摘がなされているところであり、文部科学省としても、今後、その推進方策等について、検討を進める必要があると考えます。
76	障害が重度で、特に視覚・聴覚の障害の場合は、2～3年間は盲学校や聾学校などと一般校とに二重学籍を保障して、弾力的に学習の場を納得できる方法で選択できるようにするべきである。	

【スケジュール等について】

番号	意見内容	意見に対する考え方
77	<p>概要では、どこが変わったのかよく分からない。今よりも改善される点や改正の目的等を、分かりやすく情報提供して欲しい。</p> <p>インクルーシブ教育システム等々の言葉が難解である。</p>	<p>今般の改正は、障害のある児童生徒の就学先決定の仕組みについて、「特別支援学校への就学を原則とし、例外的に小中学校へ就学することも可能」としている現行規定を改め、個々の児童生徒について、市町村の教育委員会が、保護者や専門家の意見も聴取し、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることなどを内容とするものです。</p>
78	<p>どのような障害があっても全ての子供が小学校や中学校へ就学することができる方向に改正されたとの誤解や、意見が一致しない場合の対応や合理的配慮を求められた場合の判断等で、混乱が生じる可能性があると考える。就学指導の仕組みの総合的な変更と併せて政令改正をすべきではないか。</p>	<p>これにより、障害のある児童生徒について、その実態に即した、より柔軟な就学先の決定等が可能となるものであり、この改正内容に照らし、できるだけ早期に施行する必要があることなどを踏まえ、平成25年9月1日施行としているところ。</p>
79	<p>差別解消法が成立し、平成28年4月1日以降は合理的配慮の不提供が禁止されるのであるから、平成28年4月1日以降に合意形成が適切に図られるよう、改正令の施行時期は、これを踏まえて検討すべきではないか。</p>	<p>なお、今般の改正については、各地方自治体向けの説明会を開催すること等により新制度に関する周知を図ったほか、9月1日付けで改正の趣旨及び内容等について整理した施行通知を発出したところであり、今後さらに、就学手続に関する資料の作成及び地方説明会等を通じて、制度の趣旨等についての適切な周知を図りたいと考えております。</p>
80	<p>今回の日程では、十分に論議し、考察する時間が確保されない。再度、十分な期間を設けて改めてパブリック・コメント等を実施すべきではないか。</p>	<p>またその他の関係者への広報啓発活動等についても、今後、文部科学省において実施している各種の予算事業等を通じ、適切に取り組んでまいりたいと考えております。</p>
81	<p>改正には賛成であるが、一人一人にふさわしい学校、学び方をどのように決定するかが重要である。教育現場への周知と、モチベーションを上げていく努力を今すぐにでもはじめて欲しい。</p>	
82	<p>特別な支援を必要とする子供たちへの施策については、浸透するまでにかなりの時間が必要であり、各施策の決定後の周知徹底に関する方策についても、あわせて改善が必要である。</p>	

【その他】

番号	意見内容	意見に対する考え方
83	<p>障害者の権利に関する条約、障害者基本法や障害者差別解消法を踏まえた改正とすべきである。</p>	<p>障害者の権利に関する条約については、その批准に向けた国内法整備の一環として、平成23年8月に障害者基本法の改正が行われたところであり、今般の学校教育法施行令改正は、当該障害者基本法の改正等を踏まえて行われるものです。</p>
84	<p>発達障害のある児童生徒への支援体制の整備が急務である。 第22条の3に発達障害を追加して欲しい。</p>	<p>文部科学省としても、発達障害のある児童生徒への支援の充実については、喫緊の課題であると認識しており、これまでに、LD(学習障害)及びADHD(注意欠陥多動性障害)を「通級による指導」の対象障害種に新たに追加する等の制度改正を行ってきたところです。</p> <p>また、平成25年度予算においては、新規事業として「発達障害に関する教職員の専門性向上事業」を計上し、教員養成プログラムの開発等の取組を進めているところであり、引き続き、発達障害のある児童生徒への支援体制の充実について、積極的に取り組んでまいります。</p>
85	<p>工程表を示しつつ改革を行うべきである。</p>	<p>報告においては、「今後の進め方については、施策を短期(「障害者の権利に関する条約」批准まで)と中長期(同条約批准後の10年間程度)に整理した上で、段階的に実施していく必要がある。」と提言されており、これらを踏まえて対応していく必要があると考えます。</p>
86	<p>ノーマライゼーションの理念を浸透させていくためにも、差別意識を助長しかねない「特別」というような概念は教育理念や学校からなくしていくのがよいと考える。</p>	<p>「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。</p>
87	<p>特別支援教育の推進でインクルーシブ教育システムが構築されるという発想が間違っている。</p>	<p>また、報告においては、「特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。」との提言がなされており、文部科学省としては、これらを踏まえ、引き続き、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の更なる充実に取り組んでまいります。</p>

88	<p>小・中・高の各学校に特別支援学校教諭免許状所有者を配置するなど、教職員の専門性の向上策について検討する必要がある。</p>	<p>報告においては、「幼・小・中・高等学校等における特別支援教育コーディネーターについては、校内や地域の関係者、関係機関と効果的に連携する力が求められるが、それだけでなく、学校全体の教員の資質能力の向上に指導的な役割を果たすことも期待されることから、その専門性を高めるための方策について、今後検討していく必要がある。」「特別支援教育に関する免許状や特別支援学級担当教員免許状の創設を求める意見もあるが、教員の資質能力向上特別部会の議論も踏まえつつ、中長期的に論議することが必要である。」等の提言がなされているところであり、文部科学省としても、この点を踏まえつつ、関連の事業等に取り組んでいるところです。</p>
89	<p>障害福祉、精神保健、特別支援教育の各分野でしっかりと協議を行っていただきたい。</p>	<p>報告においては、「教育、医療、保健、福祉等の関係機関、親の会等の障害者関係団体、NPO等との連携を更に密にして、早期からの教育相談・支援について取り組むことが必要である。また、国においては、文部科学省と内閣府、厚生労働省をはじめとする関係府省との施策の連携が重要である。」との提言がなされており、これらを踏まえつつ、引き続き、関係機関との連携推進に取り組んでまいります。</p>
90	<p>特別支援学校への就学については、通学区域を問わないこととするべきである。</p>	<p>特別支援学校への就学に際しての通学区域の設定等については、各学校の設置者により、適切に判断されるべきものと考えます。</p> <p>また、特別支援学校への入学の許可に際して、学校教育法施行令第22条の3への該当を確認する方法等についても、各教育委員会及び学校において、適切に判断されるべきものと考えます。</p>
91	<p>高等部への進学を希望する生徒に対して、機械的に療育手帳がないからといって入学を拒否することはあってはならない。</p>	